

# 伊佐市第8回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成22年11月18日(木) 午前9時から10時8分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (18人)

会長 21番

会長職務代理者 欠席

委員 1番 12番 3番 13番 4番 14番 6番 15

番

7番 16番 8番 17番 9番 18番 10番 19番

11番

4. 欠席委員 (3人)

2番 5番 20番

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号 「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」に係る意見決定について

議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第6号 「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員 事務局長 農地係長 書記

事務局 長	只今から、平成 22 年度第 8 回農業委員会総会を開催します。姿勢を正してください。一同礼。
議 長	おはようございます。2 番委員、5 番委員、20 番委員 3 名が研修のため欠席ということで、届けが提出されております。 只今から平成 22 年度第 8 回農業委員会総会提出案件について、審議いたします。  本日の議事録署名委員を任命いたします。10 番委員と 11 番委員にお願いいたします。  議事に入る前に（1）諸般報告 報告番号 1「農地法第 18 条 6 項の規定による通知」について、事務局に報告を求めます。
事務局	報告 1 号「農地法第 18 条 6 項の規定による通知」につきまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約並びに農地法第 3 条による賃借権の合意解約について、ご報告いたします。資料の 1 ページから 9 ページでございます。 利用権の合意解約につきましては 10 件、農地法第 3 条による賃借権の解約につきましては 9 件ありましたのでご報告いたします。
議 長	報告 2 号「農地の利用目的変更」について、事務局の報告を求めます。
事務局	報告 2 号「農地の利用状況変更」について、報告させていただきます。  整理番号 1 番ではありますが、申請人は、伊佐市大口牛尾在住の A 氏であります。 土地の所在地は、伊佐市大口牛尾字堂ノ迫で地目は田であります。  形状変更面積は 263 m <sup>2</sup> で、申請地周辺は北側の地目は山林、東側は畑、西側は宅地、南側は田となっておりますが、南側の田とは 1 m 程度高くなっており、水も天水であり耕作に不便であります。 今回、土地構造は変更せず現況のままで畑として利用し、大豆等を作付けするものであります。

この農地につきましては、11月9日事務局において現地調査を行ないました。農地の現状はここ数年水稻を植えた痕跡はなく、畑として利用されていたようであります。水利が無く水田としての利用は望めない状況であるので、今後畑として利用されることが農地を生かすことになると思われ、農地利用目的変更届けは受理したいと考えますが皆様のご意見をお聞かせください。

以上で報告を終わります。

議長 事務局の報告がおわりました。  
只今から議事に入ります。

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち所有権移転分について、ご説明致します。

10ページをご覧ください。あっせんによる所有権移転ですが、整理番号1につきまして、譲り渡人は伊佐市大口田代、A氏、譲受人は伊佐市大口田代、B氏、72歳、自治会は崎山東です。譲受人の耕作面積は、58,721㎡です。

土地の所在地は伊佐市大口田代字東原4筆、地目は畑、面積は合計4,141㎡で利用目的は普通畑、権利の種類は売買による所有権移転です。

あっせん委員として、7番委員、4番委員にお願いいたしました。

整理番号2号につきまして、譲渡し人は、財団法人鹿児島県地域振興社。譲受人は伊佐市大口山野、B氏26歳、自治会は尾ノ上です。譲受人の耕作面積は、123,797㎡です。土地の所在地は、伊佐市大口山野字三丸田、地目は田、面積は1,691㎡で利用目的は水田です。本件は県地域振興公社の行なう農地保有合理化事業を活用されたものです。

最後になります整理番号3につきまして、譲渡し人は鹿児島市伊敷町、A氏、譲り受人は伊佐市菱刈川北、B氏68歳、自治会

は築地中です。譲受人の耕作面積は 9,277 m<sup>2</sup>です。土地の所在地は伊佐市菱刈南浦字川原田、地目は田、面積は 601 m<sup>2</sup>で利用目的は水田です。権利の種類は売買による所有権移転です。

あっせん委員として 15 番委員、2 番委員をお願いいたしました。

続きまして利用権設定につきまして 21-1 ページの利用権設定総括表によりご説明します。

期間は 2 年 11 カ月から 9 年 11 カ月で、面積の合計は、田 85,904 m<sup>2</sup>、畑 21,733 m<sup>2</sup>、合計 107,637 m<sup>2</sup>です。利用権の設定をする者の数 26 人、設定を受ける者 26 人です。

土地の明細書等につきましては、11 ページから 21 ページ整理番号 1 番から 27 番のとおりですのでご覧ください。

以上皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

議案の説明が終わりました。

これから質疑を行ないます。質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから採決を行ないます。

議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」について、原案の通り決定することに異議のない方、挙手を求めます。

(全員挙手)

よって原案通り、決定をいたしました。

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について、を議題といたします。

当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 8 件出されております。

当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

整理番号1番について、7番委員報告をお願いいたします。

7 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号1番について、調査結果を報告いたします。調査年月日平成22年11月11日、調査委員7番委員。

申請人は譲渡人Aさん、譲受人Bさん、申請地は伊佐市大口宮人字伊ヶ月、地目は畑、面積は966㎡、受人の経営面積は90,141.57㎡で、受人の世帯員のうち農作業常時従事者数は2人、法律関係は所有権移転有償による売買です。

調査内容、申請地の位置はJA崎山支所の南西500mに位置しており、現況は管理された畑であります。

現在の耕作者は譲受人Bさんが耕作されています。申請地周辺は90%がBさんの耕作地であります。

受人の理由は、受人のBさんは、経営規模拡大という申請理由であり、耕作意欲は旺盛であります。また、農機具は全て完備しています。

決定意見として、以上のような理由により、当申請は農地法第3場2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。

以上です。

議長 整理番号2番について、1番委員お願いします。

1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号2番について、去る11月13日に現地調査を行ないましたので1番が報告いたします。

申請人Bさんは、伊佐市大口小木原に居住され、自治会は小木原下、年齢は69歳です。

渡人Aさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、自治会は重留西、

年齢は 63 歳であります。

申請地は伊佐市大口小木原字原ノ前、3 筆で地目は田、地積は併せて 3,016 m<sup>2</sup>で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は 14,201 m<sup>2</sup>で取得可能面積であります。農作業常時従事者数は 3 人で通作距離は受人自宅の東 600m に位置しており、現況は管理された田であります。

渡人の A さんが菱刈に居住する前は、受人 B さん自宅の前に居住されていたため、相手方の要望により経営規模拡大という申請理由であります。経営意欲はあり農機具は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 場 2 項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。

添付処理として、全部事項証明書、位置図が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして報告を終わります。

整理番号 3 番について、10 番委員報告をお願いいたします。

議 長 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定  
1 0 番 について、整理番号 3 番につきまして、去る 11 月 15 日に受人立  
会いの元現地調査を行ないましたので、10 番が報告をいたします。

申請人受人の B さんは、伊佐市大口白木に居住され、自治会は上ノ馬場で、年齢は 40 歳であります。

受人の経営面積は、58,579 m<sup>2</sup>で取得可能面積であります。

農作業従事者は 2 名で、通作処理は自宅より約 1 km 以内に位置しており、所在地は田が伊佐市大口下殿字日観田、3 筆、地積が合計 3 筆 1,197 m<sup>2</sup>であり、畑が伊佐市大口白木字松ヶ迫、地積が 643 m<sup>2</sup>であります。

申請人譲渡人は横浜市にお住まいの A さん 89 歳、外 1 名の方も 87 歳、田畑を手放されるということで、現在耕作されている B 様が受贈され取得されるものであります。

田は良く管理されており、畑は竹山ですが竹殺しを散布された様子で枯れておりました。

受人は経営意欲もあり、自作地の外に借り入れ地 53,836 m<sup>2</sup>があり、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機等全て揃っておりました。

以上のような理由により、当申請は農地法上問題無いと思われ  
ます野で、許可相当と思われ  
ます。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願  
いいたしまして、わたく  
しの報告を終わります。

議 長 整理番号4番について、19番委員お願  
いいたします。

1 9 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定  
のうち、整理番号4番について、去る11月15日に現地調査を行  
ないましたので19番が報告をいたします。

申請人Bさんは、伊佐市大口青木1076番地2に居住され、自治  
会は下青木で年齢は46歳であります。渡人のAさんは、伊佐市大  
口青木に居住され、自治会は下青木で年齢は77歳であります。

申請地は伊佐市大口青木字大坪、渡瀬、地目は田、2筆で面積  
は4,093 m<sup>2</sup>でありまして、贈与による所有権移転であります。

現在まで申請人が十数年耕作をされている田であり、今回贈与  
で申請がされたものです。

受人の経営面積は19,325 m<sup>2</sup>で取得可能面積であります。  
農作業常時従事者は4名で、通作処理は1km以内でありまして  
良く管理された田で、周辺も全部水田という所あります。

受人の経営面積は16,567 m<sup>2</sup>で取得可能面積であります。

農機具などは全て完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各号に該  
当無いかと思われ  
ますので許可相当と思われ  
ます。

委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして私の報告を終わ  
ります。

議長 次に整理番号5番・6番につきまして、11番委員お願いいたします。

1 1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号5番・6番につきまして、申請人譲受人が同一人でありますので、続けて報告いたします。去る11月11日に現地調査を行ないましたので11番が報告をいたします。

先ず整理番号5号の申請人で譲受人Bさん78歳、伊佐市大口山野に居住され自治会は尾ノ上です。Bさんは3人兄弟の末っ子であります。

譲渡人のAさんは伊佐市大口山野居住の次男、80歳より無償贈与により取得されるものであります。

土地の所在地は伊佐市大口山野字川久保、地目は田面積935㎡と山野字紙漉、地目は田、面積1,941㎡、山野字久保、地目は田、面積504㎡、合計3,380㎡、管理の行き届いた田であります。

通作距離は、申請人の自宅より500m範囲内であり、Bさんは、兄弟より贈与という申請で、後継者もあり、農機具等全て揃っております。

次に整理番号6号については、伊佐市菱刈徳辺、施設入所中のAさん、82歳、3人兄弟の長男から無償贈与による所有権移転の申請です。

土地の所在伊佐市大口山野字紙漉、地目は田、面積2,126㎡、現況は管理の届いた田であります。

申請地の通作距離は申請者自宅から500m以内に位置しており、現況は管理された田であります。現在申請人Bさんが耕作されております。

以上のような理由により、整理番号5号・6号の申請は農地法3条2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。

委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 次に整理番号7番について、16番委員お願いいたします

1 6 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号7番について、去る11月11日に申請人B氏の父光男さん立会いの元、現地調査を行ないましたので16番が報告をいたします。

申請人Bさんは、伊佐市大口白木に居住され、自治会は羽月麓で年齢は29歳であります。

渡人Aさんは、広島市安佐北区加部三丁目にお住まいで、申請人の従兄弟であります。

申請地は伊佐市大口田代字迫間3筆、畑、面積は3筆で2,815㎡、椎ノ木2筆、田、面積は2筆で1,016㎡、片白3筆、畑、面積は3筆で2,087㎡、合計面積5,918㎡で贈与であります。

申請地の位置は、県道48号線出水・菱刈線より辺母木集落の市道に入り、約500m位行った所の南側に位置し、その南側は山林東・西側は畑、北側は畑であり野菜などを立派に栽培され、良く管理された畑であります。

また、田は辺母木公民館より西側に約1,500mの所にあり良く管理された所で、南側は山林東・西側は田、北側は辺母木川であります。

他の畑は、辺母木の市道から県道に出る西側で四方が畑に囲まれた良く管理された畑であります。

申請者は、新規就農で、自宅から耕作地まで少々遠距離ですが父親と二人で耕作し、十分耕作意欲もあり、この申請地の外にも借りており、今回の申請面積も取得可能面積であります。

農機具は、現在は管理機と耕運機しかありませんが、トラクターを注文してあるとのことでした。不足する機械は、耕作地近くの父のお姉さんの所のものを借りるとのことでした。

添付書類として、申請書、全部事項証明書、字図、位置図、住民票、営農計画書、委任状など提出されています。

以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

次に整理番号8番について、15番委員にお願いします。

議 長

1 5 番

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号8番につきまして、去る11月12日に現地調査を行ないましたので15番が報告をいたします。

申請人譲受人のBさん60歳は、伊佐市菱刈重留に居住され、自治会は重留西です。

申請地は伊佐市菱刈重留字薬師原、畑、2筆で、合計面積973㎡、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は10,042㎡で取得可能面積であります。  
農作業常時従事者は2人です。

受人の宅地と隣接地が申請地であり、良く管理された畑であります。耕作意欲はあり、農機具なども完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法上問題ないかと思われますので、許可相当と思われます。

添付書類として、全部事項証明書、字図など提出されています。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

只今担当委員の報告が終わりました。申請件数8件の報告について質疑・討論はありませんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようですから、質疑・討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、許可相当と言う意見ですので、承認することに賛成の方挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって議案第2号は全件許可することに決定をいたします。

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更」に係る意見決定について、を議題といたします。

農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部除外申請が1件程出されております。当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

整理番号1番について、10番委員お願いいたします。

1 0 番

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)」申出の意見決定のうち、整理番号1番について、10番が報告いたします。去る11月15日に9番委員、18番委員、私10番立会人として、申請者立会いの元、調査いたしました。

申請人は伊佐市大口針持に居住され自治会は田代であります。

申請地所在地は、伊佐市大口針持字中原で地目は田、地積は1,567㎡、現畜舎の東側に位置し、今回息子さんが農業大学校を卒業され畜産経営をしたいとのことで、畜舎・堆肥舎建設に踏み切れ、用途区分変更をされるものです。

申請地の北は、ため池・竹山、南は本人の田、東西は雑木林に囲まれており、東西の雑木林を伐採し埋立て、畜舎建設されるものです。

下流の地権者の同意もとっており、ため池から下流への用水路も併せて整備されるそうです、周囲の農地に及ぼす影響も軽微であるとおもわれ、用途区分変更は止むを得ないものと3名で判断いたしました。皆様方のご審議がたよろしくお願いいたします。

議 長

以上です。

只今担当委員の報告が終わりました。補足説明はありませんか。

只今の報告に質疑・討論はありませんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようですから、質疑・討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)」申請の意見決定については、用途区分変更は止むを得ないという報告であります。これを、承認することに賛成の方挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって議案第3号は1件許可することに決定をいたしました。

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、議題といたします。

当委員会に対し「農地法第4条の規定による許可申請」が4件出されており、当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

整理番号1番について、15番委員報告をお願いいたします。

1 5 番

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、15番が報告いたします。

去る11月15日12番委員・事務局・私15番委員と申請人立会いの元、現地調査を実施しました。

申請人のAさんは鹿児島市皇徳寺台三丁目に居住され職業は会社員、年齢は63歳であります。

申請地の所在は伊佐市菱刈前目字遠目塚、地目は畑、地積は1,347 m<sup>2</sup>であります。農地区分は第1種農地のその他の農地に成っており、転用目的は山林で杉・檜が植樹してありました。この申請地は先般行なわれた耕作放棄地調査において、指摘された農地であり、10番委員の調査で意志確認調査において、今回申請になったものであります。

申請地の所在地は、ひしかり苑から南方500mで、四方は山林に囲まれた日当たりの悪い農地で、現地は山林化しております。周囲に及ぼす影響はないかと思われま。

添付書類として、全部事項証明・位置図・字図・被害防除に関する誓約書・始末書も添付されております

調査の結果、この申請については調査員3人の意見においては、適切であると判断いたしました。

委員の皆様方の審議をよろしく申し上げます。

以上で終わります。

議長 整理番号2番につきまして、9番委員申し上げます。

9番 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号2番について9番と10番委員、18番委員で現地調査行ないましたので9番が報告いたします。

申請人は伊佐市大口針持に居住のAさん、自治会は田代、年齢は53歳、後継者が22歳で農業大学校を卒業され畜産経営をしたいということでもあります。

申請地所在地は、伊佐市大口針持字中原で地目は田、現況も管理の行き届いた田であります。地積は1,567 m<sup>2</sup>、周辺の山を崩し埋め立てて、現況から2m程嵩上げをして、畜舎と堆肥舎で延べ430 m<sup>2</sup>の建物を建てるということです。現在33頭生産牛がおりますが、50頭規模の牛舎を建設する予定でございます。

現況は、北側本人の田、南側はため池があり竹山、東西は雑木

林に囲まれており、資金については後継者育成資金を利用されるということです。

来年1月頃から造成を初めて、9月頃建物を建てる計画であります。

添付書類として、全部事項証明書、被害防除契約書、事業計画書、被害防除に関する誓約書、字図、位置図が添付されております。

以上で報告を終わります。

議長 整理番号3番について、19番委員お願いします。

19番 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号3番について、現地調査を11月15日に私19番と1番委員、11番委員で現地調査を行ないましたので19番が報告いたします。

申請人のAさんは、伊佐市大口牛尾に居住されております。会社員であります但し兼業農家であります。年齢は57歳であります

申請地は、伊佐市大口牛尾字堂ノ迫、地目は田で面積は419㎡、転用目的は農家住宅にしたいということです。

現在居住されている家が古いということでもありますが、手狭であるということから、新しく農家住宅を建てるというものであります。

申請地は南・西側が自己所有の田、東側は水路を挟み田、北側は自己所有の宅地であります。周囲の地権者の同意書も得ておられます。

添付書類として、全部事項証明書・位置図・字図・平面図・汚廃水処理確約書・被害防除計画書・被害防除に関する誓約書・委任状・資金証明書等が添付されております。

周囲の農地に対する影響も無いと思われまますので、調査員3人の意見といたしまして適切であると一致いたしました。

委員の皆様方のご審議をお願いして報告を終わります。

議	長	<p>整理番号4番は取り下げに成りました。整理番号5番について3番委員お願いします。</p>
5	番	<p>議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定の内、整理番号5番について、去る15日、現地調査を行いましたので、3番が報告をいたします。</p> <p>調査員が、5番委員、私3番と、申請人立会いの元調査をいたしました。</p> <p>申請人Aさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、61歳で、自治会は瓜ノ峰であります。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈南浦字乱橋2筆、田、1,155 m<sup>2</sup>、畑 382 m<sup>2</sup>、合計 1,537 m<sup>2</sup>でございます。先般遊休農地調査の調査地であります。転用目的は資材置場という事ではありますが、現況は既に資材置場で利用されております。</p> <p>申請地の位置は、瓜ノ峰集落の南に位置し、農地区分は第種農地でその他の農地に該当、この申請地は20年前から資材置場として利用されておりました。今後も息子さんが建設業を営まれておりますので資材置場として利用していきたいとの申請です。</p> <p>現地は農地と利用する事は困難ないような状況です。周囲も東側は山林、西側は市道と一部宅地、南側は山林と一部宅地、北側は住宅で農地として利用価値の無いような土地でございました。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、始末書等提出されております。</p> <p>以上のような状況から、調査員の意見といたしまして、転用は止むを得ないと判断といたしました。</p> <p>委員皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議	長	<p>只今担当委員の報告が終わりました。補足説明はありますか。</p>
9	番	<p>議案第3号の用途区分変更申請の報告の中で、周囲の状況のため池の位置を北側と申しましたが、南側の間違いでしたので訂正いたします。</p>

議

長

質疑・討論はありませんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようですから、質疑・討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、全件ともに許可相当という意見であります。これに承認することに賛成の方挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。よって議案4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、全件許可とすることで決定いたしますので、26日に開催される県農業会議に諮問をいたします

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、議題といたします。

当委員会に対し「農地法第5条の規定による許可申請」が1件出されております。

当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

整理番号1番につきましては、18番委員お願いいたします。

1 8 番

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番を18番が報告いたします。さる11月15日9番委員、10番委員、私18番、申請人と行政書士立会いにより、調査をいたしましたので報告いたします。

申請人譲受人は伊佐市大口曾木にお住まいのBさん、譲渡人は伊佐市大口曾木にお住まいのAさんです。親子関係にあります。所有権移転贈与ということで、野添浩美さんが現在借家に居住し

ているため、このたび母親の土地を受贈し、一般住宅を建設する  
ものであります。

申請地は伊佐市大口曾木東、地目は田、地積は 273 m<sup>2</sup>です。

申請地の位置は城下公民館の南側に位置し、農地区分は第 2 種  
農地その他の農地です。

周囲は東側に牛の放牧地、西は宅地、南は道路、北側は田であ  
ります。資金の調達については、融資で融資証明も添付されてお  
ります。

また、周りに及ぼす影響もないかと思われます。

添付書類につきましても、位置図、字図、配置図、間取り図、  
被害防除計画書、被害防除に関する契約書、汚廃水処理確約書、  
融資証明書、委任状等提出されております。

調査員 3 人の意見として、許可相当と思われましたので報告い  
たします。委員の皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の報告が終わりました。

無いようでしたら質疑討論に入ります。質疑討論はありません  
か。

(なしの声あり)

質疑が無いようですので、これで質疑討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見  
決定並びに許可及び諮問決定について、許可相当という意見であ  
りますが、これに承認することに賛成の方挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。よって議案 5 号「農地法第 5 条の規定に  
よる許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、  
1 件許可と言うことで決定いたしましたので、26 日に開催される  
県農業会議に諮問をいたします。

議案第6号「非農地証明願」申請について、を議題といたします。

当委員会に対し非農地証明願申請が8件出されておりますので、当委員会の審議を求めます。

現地調査の報告を求めます。

議長 整理番号1番・2番について、1番委員お願いいたします。

1番 議案第6号「非農地証明願」申請のうち、整理番号1番について1番が調査の結果を報告いたします。去る11月15日に11番委員、19番委員、1番で協議をいたしました。

申請人Aさんは伊佐市大口山野に居住で自治会は平原前であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口平出水字野首、地目畑、現況は山林、面積は961㎡であります。

周囲の状況は東西南北全て山林となっております。

非農地となった時期は、平成1年4月1日頃であります。

非農地となった原因は周囲が山林化し耕作不能となったためであります。

当該農地の現況は全て山林となっております。

現地調査の結果農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断いたしました。

次に、議案第6号「非農地証明願」申請のうち、整理番号2番について調査の結果を1番が報告いたします。去る11月15日に11番委員、12番委員、1番で協議をいたしました。

申請人Aさんは伊佐市大口白木に居住されております。

申請地の所在地は伊佐市大口白木字白木石、外3筆、台帳田3筆、併せて4,803㎡、台帳畑108㎡、合計4,911㎡です。

周囲の状況は、わずかに少しだけ田が残っているところがありますが、外は四方山林となっております。

非農地に成った時期は、平成1年4月1日頃で、非農地になっ

た原因は、大雨の災害において山崩れに成り耕作不能と成ったものであります。

当該農地の現況は、手前1筆が原野となっておりますが、全体的に山林化しております。

調査の結果、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると、3人の調査委員共に判断いたしました。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番・4番について、16番委員お願いいたします。

1 6 番 議案第6号「非農地証明願」整理番号3番について、現地調査を去る、11月12日、6番委員、13番委員、私16番3名で共同調査を行ないましたのでいたしましたので16番が報告いたします。

申請人は鹿児島市吉野町にお住まいのAさん59歳であります。昨年父親が亡くなり、遊休農地調査の意向調査により、地目変更をしたいということで、今回相続をされ、非農地申請がされたわけであります。

申請地の所在地は、伊佐市大口篠原字宇都、外2筆、面積が3筆併せ1,288㎡、であります。

申請地の位置として、国道267号線の大口中学校、木ノ氏の間から市道山之口線を500m程行った、山之口集落の北側で、東西は畑、南側は住宅、北側は遊休地化した段々に成った水田で笹などが生い茂った所であります。

全ての田んぼが平成元年の頃から猪・鹿等の被害に遭い、減反状態にしてきましたが、現在笹など一面に生い茂り、周囲の元水田も同じ状況で、湿地状態で水田に復元不可能な状態であります。また、その場所に機械など入る道路は無く、他人の畑を相談しながら耕作しなければならない状況であったとの事でした。

全体原野化しており、農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると3調査委員とも判断いたしました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。

議案第6号「非農地証明願」整理番号4番について、現地調査を去る、11月12日、6番委員、13番委員、私16番3名で共同調査を行ないましたのでいたしましたので16番が報告いたします。

申請人は伊佐市大口里にお住まいのAさん70歳、花屋さんで自治会は中戸切であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口篠原字村元、5筆、字栄口、3筆で合計面積が8筆併せて11,703㎡、であります。

申請地の位置として、国道267号線の大口中学校、木ノ氏の間から市道山之口線へ約1km行ったすぐ道路脇南側であります。東は山林、西は原野、南は山之口川、北側市道の所であります。

全ての田んぼが昭和63年10月頃から猪・鹿等の被害に遭い、減反状態にしてきましたが、現在は原野化し樹木、カヤ、笹など一面に生い茂り、中に入っていけない状態であり水田に復元不可能な状態であります。

全体原野化しており、農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると3調査委員とも判断いたしました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 つぎに整理番号5番・6番について担当委員が欠席をしておりますので事務局から報告させていただきます。

事務局 只今会長からありましたように、担当委員が欠席しておりますので事務局が報告いたします。整理番号5・6番は関連がございますので続けて報告いたします。

申請人Aさんは伊佐市菱刈徳辺に居住されていらっしゃいます。

Bさんは伊佐市菱刈徳辺に居住されていらっしゃいます。

今回申請に至りましたのは、伊佐市菱刈徳辺字狩迫、2筆、畑、面積は242㎡、464㎡であります。

この農地は、国道268号徳辺バイパスのサンスピリットの入り口の所であります。昭和63年10月頃このバイパスが通った際、農地が中央で分離されてしまいそのまま農地を利用されなくなり、今山林化してしまっております。

農地性は完全に失われている状況であります。

皆様方のご協議をお願いいたします。

議 長 次に、整理番号7番について、8番委員お願いいたします。

8 番 議案第6号「非農地証明願」整理番号7番について、去る15日に4番委員、7番委員、8番3名で協議した結果を8番が報告いたします。

申請人は鹿児島南林寺町に居住されています。

申請地は伊佐市菱刈前目字後迫、地目は田、現況は宅地、230㎡であります。

非農地に達した時期は昭和47年10月頃であります。

非農地となった理由は、災害に遭い現土地に住宅を建築し、現在に至っております。

農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断いたしました。

委員の皆様方のご審議方よろしくおねがいたします。

以上で報告を終わります。

議 長 整理番号8番について1番委員お願いいたします。

1 番 議案第6号「非農地証明願」整理番号8番について、1番が報告いたします。

去る11月15日、11番委員、19番委員、1番で協議をいたしました。

申請人Aさんは、伊佐市大口山野に居住されております。

申請地の所在地は伊佐市大口平出水字浦牟田、地目は畑、地籍が252 m<sup>2</sup>であります。

周囲の状況は、東西南北全て山林となっております。

非農地となった時期は昭和60年4月1日頃であります。

非農地となった原因は交通が不便で放置したため、山林化したものであります。

当該農地の現状は、全部山林となっており、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断いたしました。

委員の皆様方のご審議方よろしくおねがいたします。

以上で報告を終わります。

只今担当委員の報告が終わりました。

議 長

只今の報告について、質疑討論はありませんか。  
(なしの声あり)

質疑が無いようですので、これで質疑討論を終わります。  
お諮りいたします。

議案第6号「非農地証明願」について、何れも非農地という判断でございます。

農地法第2条第1項の農地に該当せず、非農地とすることに賛成の方挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。よって議案第6号「非農地証明願」について、農地法第2条第1項の農地とすることに同意する意見を付して送付することにいたします。

以上を持ちまして議案の採決を終了いたします。

その他、月例報告からお願いします。

事 務 局

月例報告書により報告。

これで平成 22 年度 第 8 回農業委員会総会を終わります。

終了時間 午前 10 時 8 分